

ご親族の皆さまへ

潟上市 総務部 税務課

固定資産の相続等の手続きについて

この度は、ご親族様ご逝去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご親族様が所有されていた固定資産について、所定の手続きをしていただく必要がありますので、以下の内容をご覧ください。

1. 所有していた固定資産のご確認

ご親族の所有していた固定資産については、毎年5月に発送する納税通知書に、課税明細書（A4サイズの白い用紙）が同封されていますので、そちらで確認していただけます。

ただし、納税通知書が届いていない場合でも、共有名義で固定資産を所有している場合などがあります。そのような場合には、ご不明な点があれば、本市の税務課資産税班までお越しくください。

※ 土地や他の固定資産の評価証明書の発行や、固定資産情報の閲覧については、個人情報保護の観点から、血縁関係が確認できる方に限り対応しております。血縁者の配偶者（姻族）の方が申請される場合には、委任状が必要です。

2. 相続が決まる前の手続き

相続権のある方の中から、固定資産税（本市の軽自動車税や住民税が課税されていた場合は、そちらも含みます）の納税及び還付などを引き受けていただく代表者の方を決めていただき、本市税務課資産税班へ「相続人代表者指定（変更）届 兼 固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。

3. 相続が決まった時の手続き

3-1. 土地と登記のある家屋について

相続が確定した場合、所有権の移転に関する登記手続きが必要となります。この手続きは秋田地方法務局で行います。

なお、相続による所有権移転の登記手続きは、自分で行うこともできますが、困難な場合には司法書士や土地家屋調査士に代行手続きを依頼することもできます。

秋田地方法務局

住所：秋田市山王7丁目1-3 代表電話：018-862-1174

裏面もご覧ください。

3-2. 登記のない家屋（未登記の家屋）について

登記のない家屋について、本市税務課資産税班で手続きが必要となりますので、ご相談ください。

4. 相続する意思が無い方の手続き

相続する意思がない方は、相続放棄の手続きをする必要があります。遅滞なく秋田家庭裁判所にご相談ください。なお、手続きが遅れると相続放棄ができない場合があります。

※ 相続放棄の手続きについては、本市では承ることができません。

※ 手続きが終了した後、相続放棄の申述受理申請書のコピーを本市税務課の資産税班に提出してください。

秋田家庭裁判所

住所：秋田市山王7丁目1-1 代表電話：018-824-3121

【参考】

令和6年度4月1日より、相続登記の申請が義務化されました。それ以前の相続についても義務化の対象となり、違反した場合、過料が科される場合があります。

詳しくは、法務省のホームページ又は秋田地方法務局登記部門までお問い合わせください。

潟上市天王字棒沼台226-1
潟上市 総務部 税務課 資産税班
電話：018-853-5308
FAX：018-853-5210